

# 新山 勝久 議員



## (二括質問方式)

- ① 保育所入所
- ② 市全体の遊具
- ③ 市指定の天然記念物(樹木)
- ④ 指定管理者制度
- ⑤ 大規模災害に対する取り組み

### 保育所入所について

**問** 現在、希望の保育所に園児が入所できない状況にある。それには、中心地に近い、設備がきれいで整っている等のさまざまな理由があるが、地元優先的なことがあってもよいのではないか。

遠くの保育所に子供を朝夕送迎

する親の負担も大きく、審査段階での配慮がなされていると思うが、どのような対応をとられているのか。

**答** 保育所入所に当たり、世帯の状況などの調整指数を設けた「保育実施基準表」に基づき保育の必要性を点数化し、優先順位を決めています。

定員については、年度途中で入所申込みをされる保護者もあることから、現時点においては、入所定員を超え、新たな入所を見合わせる状態となっています。このため、市としても、できるだけ第1希望に沿えるよう定員の見直しを行ったところであり、各年度において見直しなどを行い、実情に即した運用を図っていきたく考えています。

### 市指定の天然記念物(樹木)について

**問** 現在、本市には82の市及び県指定の天然記念物の樹木がある。

天然記念物の多くは個人所有の土地にあり、管理されているのも土地所有者の方がほとんど聞いている。また、隣接する木が大きくなり日当たりが悪くなるなど地

森山のサザンカ(県指定天然記念物)



元の方とトラブルになる事例も聞く。市も指定をただだけではいけないと考えるが、今後のお考えなどを聞きたい。

**答** 所有者や市民の方々から天然記念物の状況について御相談いただいた際には、その都度、文化財保護審議委員とともに現地を確認するなどして対応を図っているところ です。

また、天然記念物の維持管理については、所有者に対して文化財の価値を損なわない剪定など技術的な指導を行うだけでなく、所有者が通常の維持管理では対応できない場合においては、補助制度による財政的な支援も行っていると

ところで。

### 指定管理者制度について

**問** 指定管理者による施設は、どの施設も利益につながっていないのが現状のようである。これには指定管理者の経営努力が必要になると思われるが、管理者は、5年間の管理となっており2期目も管理が指定されると、実に10年間の管理となる。5年間で結果が思わしくなく、その後5年も任せてよい結果が出るのだろうか。期間の途中で審査を入れ、指導、場合によっては管理者を変えるような考えはないのか

**答** 指定管理者がサービスの向上や改善に取り組む姿勢などを総合的に評価し、また経営及び雇用の安定化を図るためには5年程度の期間は必要であると考えています。

指導については、毎年事業報告書とともにモニタリングシートの提出を求め、必要な指導や検証を行っています。また、指定管理者候補者等選定委員会による実地検証を毎年行っており、その検証結果においては市民サービスの向上や効率的な運営に努められていると判断されています。